



Title	保証契約締結プロセスの規律：イングランドにおける信託の濫用法理の考察を中心に〔論文内容及び審査の要旨〕
Author(s)	西村，曜子
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(法学)
Dissertation Number	甲第12523号
Issue Date	2017-03-23
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/65557
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/2.1/jp/
Type	doctoral thesis
File Information	Yoko_Nishimura_abstract.pdf, 論文内容の要旨



学 位 論 文 題 目

保証契約締結プロセスの規律 -イングランドにおける信託の濫用法理の考察を中心に-

学位論文内容の要旨

保証契約の締結については、保証人が責任の性質及び内容についての認識、理解という「真の納得」をしないままに、意思表示を行うリスクが存在するという問題が従来より指摘されてきた。契約意思の形成過程における軽率性、及び、認識不足によるリスクは、自己責任として自ら負わねばならないというのが、契約法の原則である。もっとも、債権者たる金融機関と個人保証人との間には、情報や交渉力の格差が生じており、また、保証契約には、債権者のリスクヘッジとしての性質があることから、自己責任の原則を修正し、保証意思の任意性を確保するための方策を講じるべき必要性があることは、学説及び今般の民法改正法案のいずれにおいても指摘されているところである。これまでのわが国の保証契約の締結プロセスでは、保証意思の任意性に着眼した救済の法理を確立しようとするよりも、むしろ、学説においては保証責任の継続性や責任発生の具体的危険性に着目した理論構成が提示されてきたといえる。

このように保証意思の任意性欠如に対する保護が必要とされる一方、近時の保証制度の見直しに向けた立法政策においては、「円滑な金融の維持・促進」の要請にも配慮すべきことも指針として示されてきた。保証制度が、融資の実現を目的とする担保手段であることに鑑みれば、保証人の保護方策を講じる上でも、金融維持の視点を設定することが必要である。

以上のような問題状況を踏まえ、本稿では、保証人の保証契約に対する認識不足、任意性の欠如という課題に対する保証人救済の方策を探求し、その際、保証人保護と円滑な金融の維持の要請との調整という視点から、契約締結プロセスの規律の構築を行うことを課題として設定した。

考察にあたっては、イングランド法における保証人保護制度との比較検討を行うこととした。先行研究により、保証契約の当事者間における構造的な不均衡という課題に対して、ドイツやフランスでは、保証人の責任の過大性という結果に着目したアプローチが採用されていることが明らかにされている。一方、イングランド法は、保証契約における構造的な不均衡における本質的な課題は、保証人の自由な意思決定が阻害されることにあることを正面から捉え、自由な意思形成を保護するための規律を構築するというプロセスからの

アプローチを構築してきたという特徴がある。そこで、日本における契約締結プロセスの規律の構築を試みるにあたり、イングランド法を比較対象国としたものである。

イングランド法における保証人保護は、①制定法上の要式性による保証契約の内容についての認識喚起、②一定の不利益事実についてのコモンロー上の情報提供義務、③保証人の信頼の濫用に対するエクイティ上の救済という、大きく 3 つの角度から法的アプローチが構築されている状況が明らかになった。

保証契約の要式性については、1677 年詐欺防止法 4 条により、書面証拠の作成が保証の強制要件と定められたこと、1974 年消費者信用法は、消費者信用契約のために締結された保証契約を対象に、契約書の形式と記載内容を明確に定め、保証人への担保証書の交付を要求し、要式性の拡充が図られたことを明らかにした。このような要式性の規定は、保証人になろうとする者に対し保証責任の内容について注意喚起する必要性から起草されたものであるが、その方策が契約書の提供に限定されているため、保証人の保護には限界が生じる。

この点、コモンロー上の情報提供義務により、保証人の契約締結に関する認識形成の方策が拡充されているといえよう。コモンローでは、「通常、保証人が存在するとは予期しない保証人にとって不利益な事実であり、かつ、その事実の形成に債権者が関与している場合」には、債権者は保証人に対して情報提供義務を負うとのルールが形成されている。イングランドの情報提供法理は、黙示の表示ルール（**implied representation**）を根拠に構築されていることから、保証人が不利益事実について悪意、もしくは、知り得た場合には情報提供義務の成立が否定される。

日本では、経営者保証のケースについて情報提供義務が否定される傾向にあるが、イングランドでは、経営者保証についても、具体的な不利益事実につき情報取得可能性が認められるかが裁判所により考慮されている。債権者が、主債務者たる会社の経営に深く関与しているケースでは、当該会社の経営者よりも情報取得可能性が高いことも想定される。経営者の地位に関わりなく、全ての保証人について情報取得可能性を考慮するという判断枠組みは、不利益事実の認識を喚起するという趣旨に照らし、有用であり示唆的である。

イングランドでは、上記のような保証人の認識の課題の他に、保証人の債権者ないし主債務者に対する信頼（**trust and confidence**）が濫用されるケースについて、その救済策が大きな課題とされてきた。妻が夫の事業融資のために保証人となる、いわゆる配偶者保証を中心として、保証人が主債務者から不当威圧（ないし不実表示）を受けたことを根拠に債権者に対して保証契約の取消しを主張しうるかが争点となり、裁判所は、その救済方策として悪意擬制の理論を提示した。同理論は、判例上、妻の財産処分に関する自由な意思決定の保護と、経済的弱者への融資の実現という両者の調整を図る必要性から構築されたものとされている。同理論は、夫の不法な関与（不当威圧、不実表示）が証明された場合に、不法な関与について債権者の悪意を擬制することにより、保証人に保証契約の取消主張を認めるが、債権者が合理的措置（**reasonable step**）を果した場合には、悪意擬制を妨

げることができるという構造を有する。

このような判例法からは、信託の濫用に対する救済方策を構築するにあたり、重要な示唆を得ることができた。

第1に、不当威圧の成否の判断は、取引の不利益性を必要条件として判断するのではなく、信託や依存関係の濫用により自発的な意思形成が阻害されているかを基準に判断すべき視点が示されていることである。日本では、保証契約締結プロセスの規律として、保証責任発生リスクの高さや保証責任の継続性という要素が救済の対象として議論されてきた。これらの要因は、保証意思の任意性を疑うべき要素の一つとはなり得るが、救済の要件として位置づけることは、保証意思の任意性保護の妨げとなる可能性がある。

第2に、合理的措置の本質についての理解である。Nicholls 卿 (Etridge 判決) によれば、合理的措置とは、信託、依存関係を除去することを本質とするものではない。その本質は、債権者が保証人の任意性を確保するための適切な措置を行うことにより、債権者の悪意擬制を回避し、究極的には保証人の意思表示の効力を認めることを正当化することにあるとされる。

本稿は、日本においても信託の濫用と近似する問題状況が生じていることに鑑み、その救済のための規律の構築を試みた。規律の構築はあくまで試論にとどまるものであり、今後の課題として残るところである。しかし、イングランド法から得た「信託の濫用法理」を中心とする保証人救済法理の本質及び構造についての理解は、今後、わが国において保証契約締結プロセスの規律を構築する上で、重要な基軸となるものである。